(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則 第67号)(以下「補助金交付規則」という。)及び薩摩川内市木造住宅耐震診 断補助金交付要綱(平成21年薩摩川内市告示第278号)(以下「耐震診断補 助要綱」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、耐震診断補助要綱の定めると ころによる。

(補助金の交付対象となる延べ面積)

第3条 補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び昭和61年4月30日建設省住指発第115号に定める方法によるものとする。ただし、外気に十分開放された、テラス及びバルコニー等の部分を除く。

(様式)

- 第4条 耐震診断補助要綱において使用する様式は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 補助金等交付申請書(様式第1)
 - (2) 補助金等交付決定通知書(様式第2)
 - (3) 補助金等事業計画変更承認申請書(様式第3)
 - (4) 補助金等変更交付決定通知書(様式第4)
 - (5) 補助事業等実績報告書(様式第5)
 - (6) 補助金等確定通知書(様式第6)
 - (7) 補助金等請求書(様式第7)
 - (8) 耐震診断実施計画書(様式第8)
 - (9) 耐震診断結果報告書(一般診断法)(様式第9)
 - (10) 耐震診断結果報告書(精密診断法)(様式第10)

(添付図書)

- 第5条 前条第1号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
 - (1) 耐震診断実施計画書
 - (2) 耐震診断費用の見積書の写し
 - (3) 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、確認済証及び登記事項証明書等)
 - (4) 市税等の滞納がない証明書
 - (5) 借主(貸主)同意書(借主(貸主)がいる場合)
 - (6) 付近見取図 (対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
 - (7) 配置図 (対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
 - (8) 平面図 (延べ面積の算出が可能である程度のもの)
 - (9) その他、必要があると認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。
- 第6条 第4条第3号に規定する様式に添付するものは、事業の変更の内容が、 確認できる図書とする。
- 第7条 第4条第5号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
 - (1) 耐震診断結果報告書
 - (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
 - (3) 配置図及び平面図
 - (4) その他、必要があると認めるもの
- 第8条 第4条第8号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
 - (1) 耐震診断を実施しようとする木造住宅の外観写真(2面以上)
 - (2) 耐震診断技術者の建築士免許証の写し
- 第9条 第4条第9号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
 - (1) 一般診断法による診断表
 - (2) 各階壁配置図(各階床面積算定計算を含む)
 - (3) 一般診断法における劣化度による低減係数Dにおいて劣化点数を計上した 劣化事象部分の写真
 - (4) 一般診断法による総合評価において支障となる部分の写真
 - (5) その他、必要があると認めるもの
- 第10条 第4条第10号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
 - (1) 精密診断法による診断表
 - (2) 各階壁配置図(各階床面積算定計算を含む)
 - (3) 精密診断法における劣化低減係数 C d において 1. 0 未満と計上した劣化 事象部分の写真
 - (4) 精密診断法による評価において報告事項にあげられている部分の写真
 - (5) その他、必要があると認めるもの

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の規定により作成されている 様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。